

## 港湾・漁港・海岸事業における週休2日工事実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県県土整備部が発注する港湾・漁港・海岸事業に係る工事において、令和6年5月24日付技第256号「週休2日工事実施要領の改訂について(通知)」を補足し、必要な事項を定めるものとする。

### (週休2日の実施)

第2条 港湾・漁港・海岸事業に係る工事では、令和6年5月24日付技第256号の週休2日工事実施要領において、次を採用するものとする。

- (1) 港湾・漁港・海岸事業に係る工事のうち、主たる工種が土木工事標準積算基準書に基づくもの

発注時は令和6年5月24日付技第256号別紙1「土木工事(空港事業、港湾事業(港湾局海岸を含む)および漁港事業(漁港海岸を含む)を除く)の補正係数」における月単位の補正係数を計上する。また、工事成績評定、週休2日の確認方法等その他の令和6年5月24日付技第256号週休2日工事実施要領に掲げる内容は、月単位として行うものとする。

- (2) 港湾・漁港・海岸事業に係る工事のうち、主たる工種が港湾請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準に基づくもの

発注時は令和6年5月24日付技第256号別紙1「港湾事業(港湾局海岸を含む)および漁港事業(漁港海岸を含む)の補正係数」における通期の補正係数を計上する。また、工事成績評定、週休2日の確認方法等その他の令和6年5月24日付技第256号週休2日工事実施要領に掲げる内容は、通期として行うものとする。

### 附則

この要領は、令和6年10月15日から施行する。

ただし、同日以降に公告又は指名の通知を行うものから対象とする。